

名古屋市告示第385号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の4第3項の規定に基づき、当該区域に係る令和3年名古屋市告示第651号により指定した拡散防止管理区域の全てを解除します。

令和7年7月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 形質変更時要届出区域に指定する区域
名古屋市港区汐止町 3番10の一部、3番12の一部、12番の一部及び13番 1の一部
- 2 拡散防止管理区域の指定を解除する区域
名古屋市港区汐止町 3番10の一部及び13番 1の一部
- 3 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
砒^ひ素及びその化合物
ポリ塩化ビフェニル
- 4 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置

なし（土壌汚染対策法第11条第 1項の規定による指定がされたため、指定を解除するもの。）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課